

平成23年8月11日
訓令甲第10号
存続期間

警視総監の職務代行者に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警視総監に事故があるとき又は警視総監が欠けたときに臨時に警視総監としての職務を代行する者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務を代行する者)

第2条 次に掲げる者は、警視総監に事故があるとき又は警視総監が欠けたときは、次に掲げる順序の順位に従い、臨時に警視総監としての職務を行う。

- (1) 副総監
- (2) 警務部長
- (3) 総務部長
- (4) 公安部長
- (5) 刑事部長
- (6) 交通部長

附 則

この訓令は、平成23年8月11日から施行する。